

報告事項

(1) 教育長職務代理者の指名について

(指名者)

教育長 山下 由行

(教育長職務代理者)

教育委員 松山 顕子

(指名日)

令和元年10月31日

(任期)

令和元年10月31日 から 令和元年12月17日

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

(昭和31年6月30日法律第162号)

(教育長)

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときにその職務を行う委員として次の委員を指名する。

令和元年10月31日

甲賀市教育委員会教育長 山下 由行

- 1 教育長職務代理者に指名する教育委員会委員
松山 顕子
- 2 指名する期間
令和元年10月31日から令和元年12月17日